

# 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、医療情報・システム基盤整備体制充実加算として、2024年5月31日まで初診時のみ以下の点数を算定します。

<b>医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 4点</b>
マイナ保険証を利用しない場合
マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合
<b>医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 2点</b>
マイナ保険証で診療情報提供に同意された場合

※2024年6月1日以降は医療情報取得加算へ名称、加算内容ともに変更となります。

医療情報取得加算について

改定後	初診料(1ヶ月に1回)	再診料(3か月に1回)
健康保険証	加算1(3点)	加算3(2点)
マイナ保険証	加算2(1点)	加算4(1点)

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

しみず眼科